平成２７年（フ）第１２４号
大阪府和泉市万町370番地の15
破産者　迫田　朋子（旧姓米良）
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
奈良県橿原市八木町３丁目３番26号
破産者　前田雄一郎
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
徳島市南昭和町５丁目98－６　浜の前マンションNo.６　102号
破産者　柴田　芳子
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
埼玉県桶川市末広２丁目11番１－４号、従前の住所埼玉県上尾市大字大谷本郷447番地６、（破産開始時の住所）石川県七尾市能登島半浦町６－11－１　ケアハウスビハーラの里（従前の住民票上の住所）石川県七尾市和倉町ソ部33番地
破産者　深田　松雄
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第５８号
岐阜市西荘４丁目19番11－103号（ウエスト岐阜）
破産者　山本　将司
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０７８号
愛知県一宮市開明字南井保里32番地１　シリウス93　205号、開始決定時の住所名古屋市昭和区雪見町３丁目17番地　ローレルコート御器所109号
破産者　安部　晴彦
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８３号
名古屋市港区土古町４丁目64番地の２　ルミエールサーノ202号、開始決定時の住所名古屋市千種区振甫町１丁目49番地
破産者　小田切　進
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２６号
京都市南区唐橋赤金町36番地　ＵＮＯＨＯＵＳＥ　108号、従前の住所奈良市大宮町３丁目２番50号　白樺ハイツ五401号（開始決定時の住所）兵庫県美方郡香美町小代区大谷527番地の１
破産者　田野　直樹
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４６号
青森市中央２丁目９番12号　第２中央マンション102号、開始決定時の住所青森市幸畑１丁目23番21号
破産者　木村　隆男
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
茨城県桜川市友部1006番地１
破産者　萩原　安夫
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０６６号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目21番４号　杉本ハイツＡ－101、破産手続開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区鳥山町673番地１　７
破産者　西岡　　孝
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７１号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目１番８－806号
破産者　小林　正恵
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
新潟県阿賀野市千原89番地
破産者　早川　俊策
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１６号
新潟県村上市田端町４番５号
破産者　鈴木　和幸
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第４３１号
静岡県浜松市中区中央３丁目７番１－603号ハーモニア新町
破産者　大澤　　稔
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
京都府宇治市五ケ庄梅林11番地の８、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区深草柴田屋敷町73番　伽羅コート伏見702号
破産者　田中　俊也
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係